

指定難病にかかる医療費助成 制度について

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
障害認定・難病係

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成^(注)に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

(注)これまでは法律に基づかない予算事業(特定疾患治療研究事業)として実施してきた。

概要

(1) 基本方針の策定

- 厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。

(2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病(指定難病)の患者に対して、医療費を支給。
- 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。
- 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
- 都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
- 医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担。

(3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進

- 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。

(4) 療養生活環境整備事業の実施

- 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

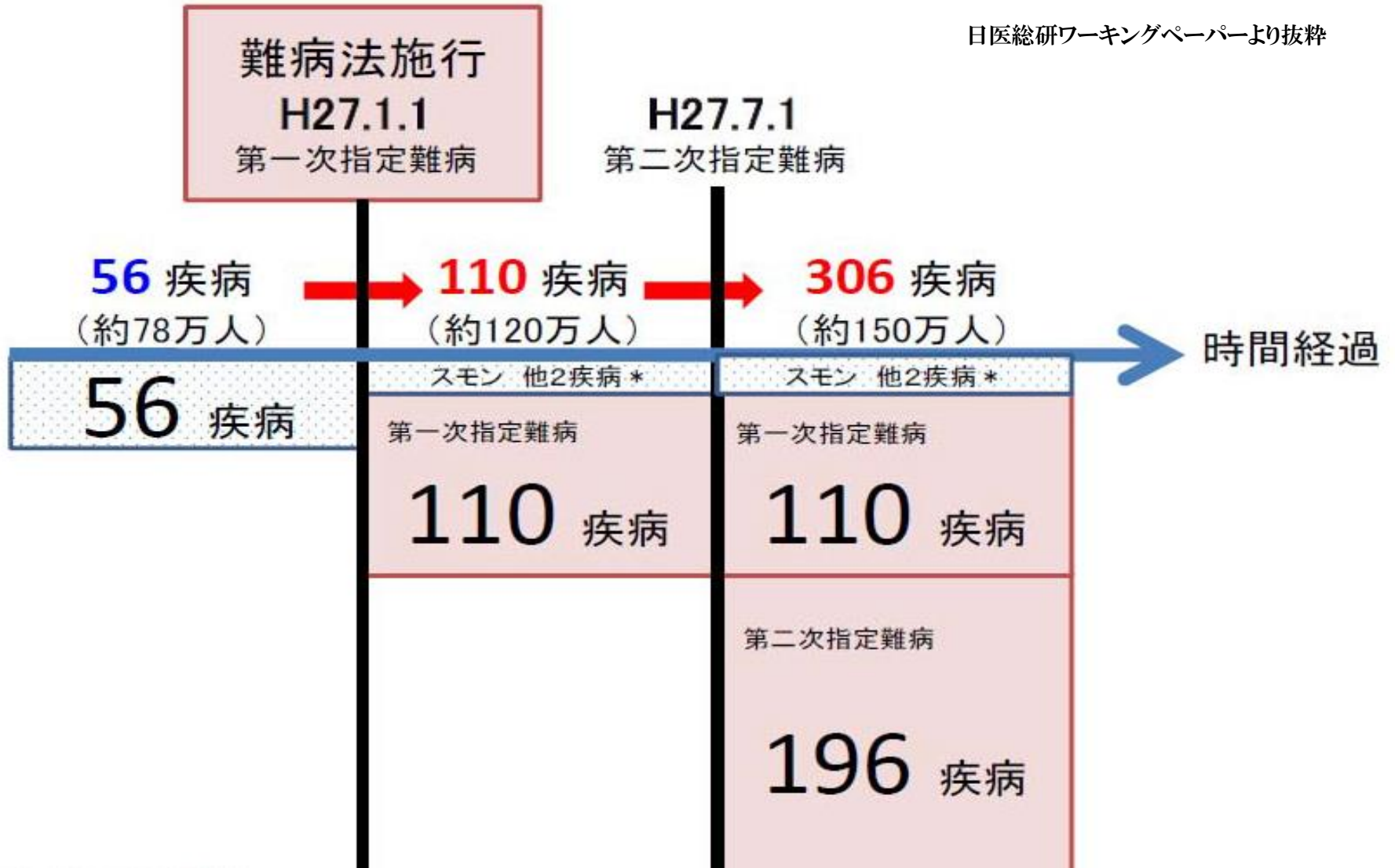
施行期日

平成27年1月1日

※児童福祉法の一部を改正する法律(小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の法定化)と同日

対象疾病の拡大

日医総研ワーキングペーパーより抜粋



難病指定医

平成27年1月1日

難病法施行

従来

指定難病の診断は、「かかりつけ医」が行ってきた。

かかりつけ医

前 後
← →

新制度

「指定医」制度が新設され、診断できる医師が制限される。

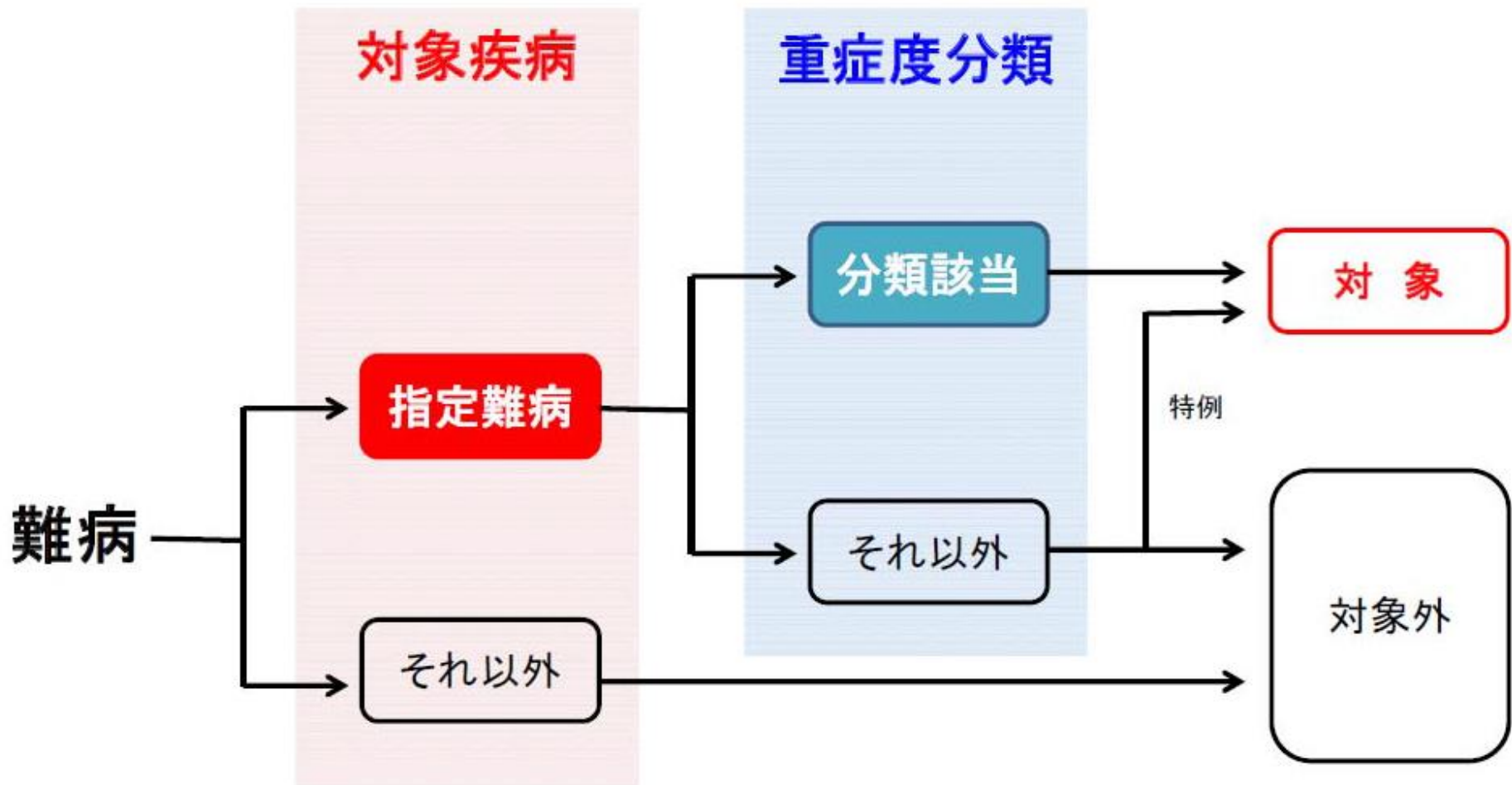
かかりつけ医

指定医

診断の制限

学会専門医
又は一定の研修受講

医療費助成の対象者の考え方



患者負担割合:2割

自己負担上限額(外来+入院)

階層区分

階層区分の基準
()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安

原則

既認定者(経過措置3年間)

一般

高額かつ
長期
(※)

人工
呼吸器等
装着者

一般

現行の
重症患者

人工
呼吸器等
装着者

生活保護
(A)

—

0

0

0

0

0

0

低所得
I (B1)

市町村民
税

本人年収
~80万円

2,500

2,500

2,500

低所得
II (B2)

非課税
(世帯)

本人年収
80万円超~

5,000

5,000

5,000

2,500

一般所得
I (C1)

市町村民税
課税以上7.1万円未満
(約160万円~約370万円)

10,000

5,000

1,000

5,000

1,000

一般所得
II (C2)

市町村民税
7.1万円以上25.1万円未満
(約370万円~約810万円)

20,000

10,000

10,000

5,000

上位所得
(D)

市町村民税25.1万円以上
(約810万円~)

30,000

20,000

20,000

入院時の食費

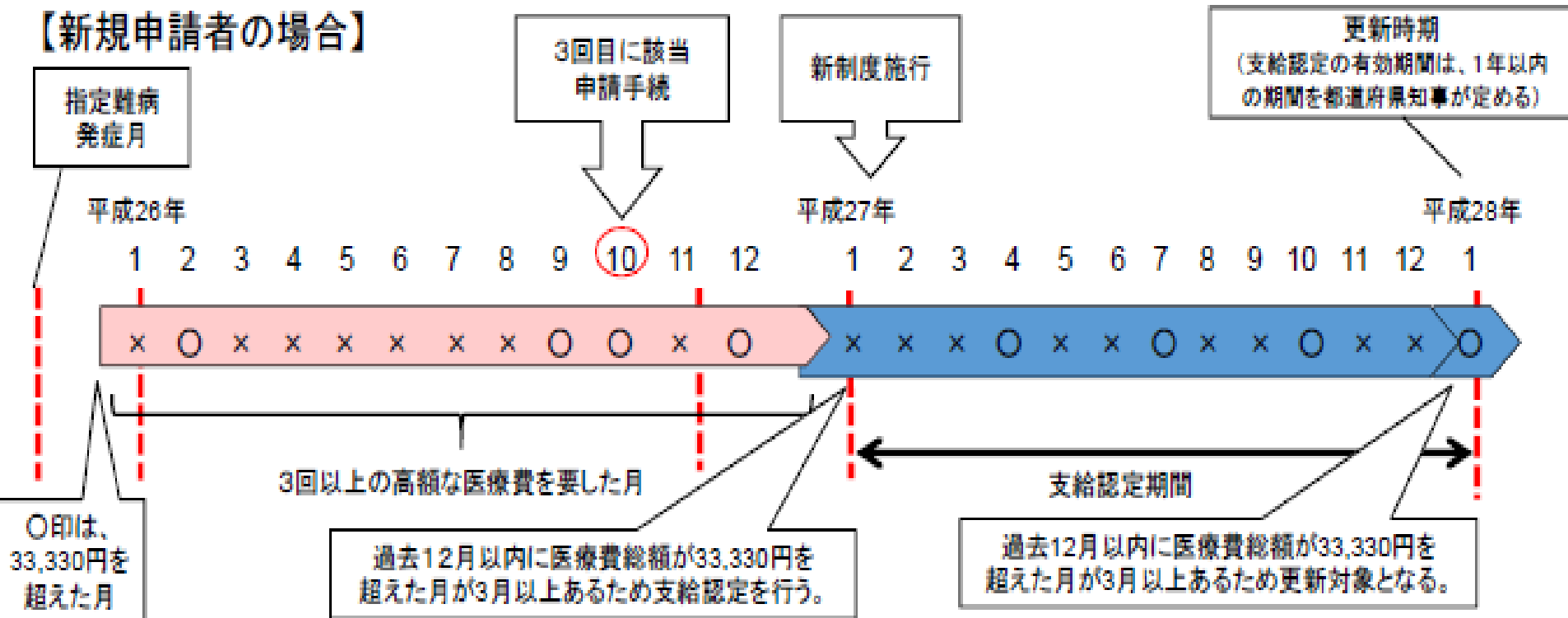
全額自己負担

1/2自己負担

軽症高額該当について

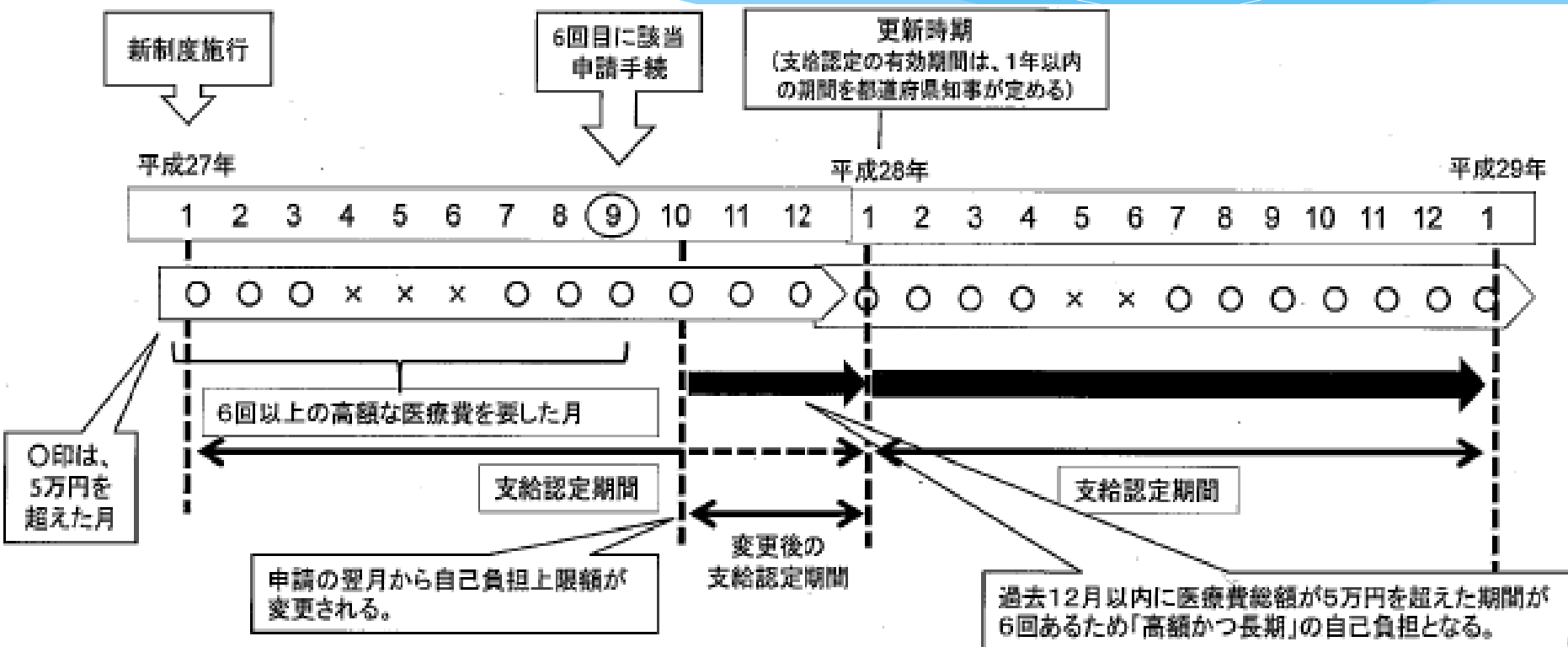
- 特定医療費の支給認定の要件である重症度分類等を満たさないものの、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3月以上ある患者については、支給認定を行う。

【新規申請者の場合】



高額かつ長期について

特定医療費の受給者のうち所得の階層区分について一般所得 I 以上の者が、支給認定を受けた指定難病に係る月ごとの医療費総額について5万円を超える月が年間6回以上ある場合は、月額医療費の自己負担を軽減する。



※ 高額かつ長期は、通常の医療費助成を受けてもなお医療費の負担が重い患者に対して行うものであるため、特定医療費の支給認定を受けた月以降の医療費総額について勘案することとする。